

グループホーム つくだ 運営規程
指定認知症対応型共同生活介護事業所
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人清和会が開設する指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、(介護予防)認知症対応型生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム つくだ
- (2) 所在地 福岡県柳川市佃町793番地1

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、2ユニット管理者兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名（常勤、2名とも介護従業者兼務）

計画作成担当者（うち1名は介護支援専門員）は、適切なサービスが提供されるよう介護サービス計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ④ 看護職員 1名以上

- ③ 介護職員 12名以上（常勤12名うち2名計画作成担当者と兼務）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

- ② 日常生活上の世話

- ③ 日常生活の中での機能訓練

- ④ 相談、援助

- ⑤ 連携医療機関の協力のもと日常の健康管理

- ・ 利用者に対する日常的な健康管理
- ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における主治医（医療機関）との連絡調整
- ・ 医療連携体制に関する指針の策定

(介護サービス計画の作成)

第7条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を3ヶ月毎に行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をはかる。
 - ② 虐待防止の為の指針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする

- 1 費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、重要事項説明書に記載しているサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替とする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - 三 利用者は、健康に留意するものとする。
 - 四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
 - 五 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。
- 2 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第12条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由などを記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年3月1日から施行する。

平成18年4月1日改正

平成20年9月21日改正

平成21年4月1日改正

平成21年6月1日改正

平成22年4月1日改正

平成23年11月5日改正

平成24年4月1日改正

平成26年5月1日改正

平成27年4月1日改正

平成27年8月1日改正

平成28年2月1日改正

平成28年5月1日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 7 月 1 日改正

令和 6 年 10 月 1 日改正

令和 8 年 8 月 1 日改正